



労働安全衛生法に基づく

平成30年度 各種技能講習等案内

持っていますか?…建設作業の資格!!

〒371-0846

前橋市元総社町2-5-3(群馬建設会館内)

TEL : 027-252-1669

FAX : 027-253-1776

URL <http://www.kensaibou-gunma.ne.jp>

E-mail info@kensaibou-gunma.ne.jp

群馬労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会群馬県支部

※申込方法については「受講手続きについて」をご覧ください。

	種類	H30 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31 1月	2月	3月
作業主任者技能講習	足場の組立て等	12(水)~ 13(金)		20(水)~ 21(木)		29(水)~ 30(木)		4(木)~ 5(金)		12(水)~ 13(木)		13(水)~ 14(木)	
	●地山の掘削及び土止め支保工			5(火)~ 7(木)				17(水)~ 19(金)				6(水)~ 8(金)	
	型枠支保工の組立て等						11(火)~ 12(水)						6(水)~ 7(木)
	建築物の鉄骨の組立て等				18(水)~ 19(木)					18(火)~ 19(水)			
	木造建築物の組立て等				12(木)~ 13(金)							20(水)~ 21(木)	
	●コンクリート造の工作物の解体等									26(月)~ 27(火)			
	●鋼橋架設等									6(火)~ 7(水)			
	●石綿	24(火)~ 25(水)							2(火)~ 3(水)				
技能講習	●車両系建設機械(整地等)運転							10(水)~ 12(金)					
	●高所作業車運転			27(水)~ 28(木)			27(木)~ 28(金)			5(水)~ 6(木)			19(火)~ 20(水)
	●小型移動式クレーン運転			12(火)~ 14(木)			4(火)~ 6(木)				22(火)~ 24(木)		
	●玉掛け	18(水)~ 20(金)			4(水)~ 6(金)				12(月)~ 14(水)				
特別教育	●足場の組立て等特別教育(6時間)	27(金)			10(火)			16(火)			15(火)		
	●小型車両系建設機械運転特別教育	5(木)~ 6(金)						25(木)~ 26(金)					
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育										29(火)	12(火)	2(土)
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(省略1.5時間)							22(月)	4(日)	16(日)	30(水) ①②③ 31(木) ①②		
	●石綿作業従事者特別教育					2(木)							
その他の教育	職長・安全衛生責任者教育		15(火)~ 16(水)		25(水)~ 26(木)		13(木)~ 14(金)		28(水)~ 29(木)		17(木)~ 18(金)		13(水)~ 14(木)
	職長・安全衛生責任者能力向上教育			26(火)						21(金)			
	●足場の組立て等作業主任者能力向上教育		9(水)						30(火)				
	●施工管理者等のための足場点検実務者研修	10(火)							23(火)				
	●熱中症予防指導員・管理者研修			19(火)									
	建設工事の職場環境改善実施担当者講習									4(火)			

※●印がついている講習、教育はCPDS(継続学習制度)登録手続きを致しました。

- ・開催日や講習会場の変更、又は開催を中止することがありますのでご了承下さい。
- ・開始時間については各講習・教育ごとに異なりますので、受講申込の際にご案内致します。
- ・遅刻した場合には受講する事が出来ませんので、ご注意下さい。
- ・自動車でお越しの際、駐車場に限りがありますので、乗り合わせにご協力お願い致します。

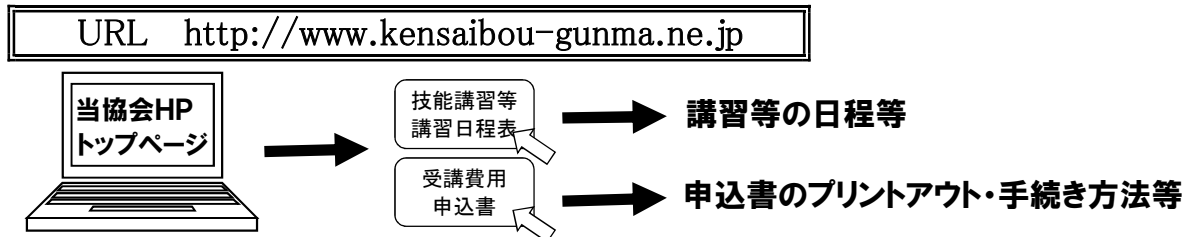
※記載のない講習や委託講習(30名様以上)については当支部までご連絡下さい。

— 受講手続きについて —

受付場所 建設業労働災害防止協会群馬県支部
所在地 〒371-0846 前橋市元総社町二丁目5-3 (群馬建設会館1階)
Tel (027)252-1669 Fax (027)253-1776
日時 月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:00

【申込書】

- (1) 当協会の窓口にて配付。
FAXまたは郵送にて送付も可。(郵送希望の方は、送料負担となります。)
- (2) 当協会HPより、プリントアウトして下さい。



【必要な書類】 ※書類に不備がありますと受付出来ません。

① 申込書

必要事項を記入。事業主証明は、代表者印の押し忘れにご注意ください。
※必要事項の訂正について 修正液、修正テープでの訂正はしないで下さい。
訂正箇所に応じて、個人印(認印可)又は代表者印を押印して下さい。

② 証明写真 2枚 (縦 3.0cm × 横 2.4cm)

- ・カラーコピーは不可。
- ・上三分身、帽子及びサングラス不可、背景無地で6ヶ月以内に撮影したもの。

③ 本人確認書類 氏名・生年月日を公的に証明する書類(下記のいずれか)

- ・自動車運転免許証(写) ・住民票(写し可) ・健康保険証(写)
- ・登録教習機関発行の各種技能講習修了証等(写) ・官公庁発行の各種免許等(写)
- ・外国籍の方は必ず在留カード(写)(有効期限内のもの)を添付して下さい。

④ 各種添付証明書(※科目免除がある場合等必要に応じて添付して下さい。)

- ・卒業証書及び卒業証明書、自動車運転免許証、各種技能講習及び特別教育修了証等の写し
- ・別紙「一人親方等経験の証明」

※作業経験の証明が必要な講習を法人以外の事業主(一人親方等)本人が受講する場合には、別紙「一人親方等作業経験の証明」の添付が必要となります。

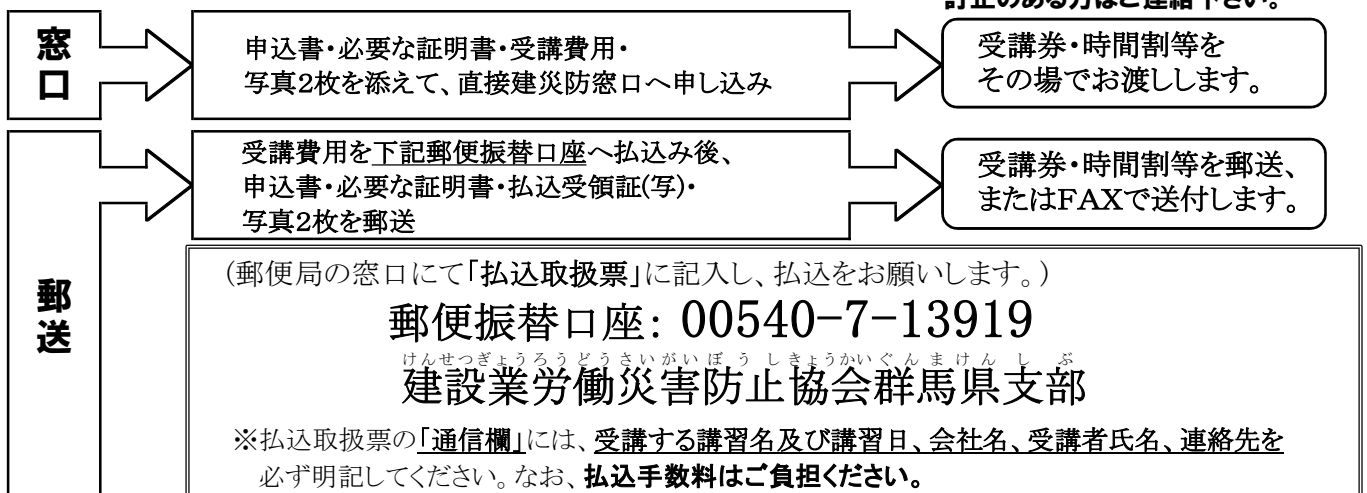
【申込方法】

◎ 随時受付中、但し、締切は講習初日4日前(土日祝を除く)に申込書受付分までとします。

◎ 定員になり次第締切(早めに手続きして下さい。)

◎ 定員に達した場合は、次回の講習を受講して頂きます。

※受講券の氏名・生年月日を必ず確認し、訂正のある方はご連絡下さい。



※ 一旦、お支払、ご入金された講習費用は返金できません。(受講者の変更は可能です。)

《各種受講費用・受講対象者一覧表》

講 習 名 (区分等)	受講料	消費税	テキスト (税込み)	受講費用 (合計)	受 講 対 象 者
-------------	-----	-----	---------------	--------------	-----------

○作業主任者技能講習 ・ ・ ・ ①と②のどちらかに該当する者

☆ 足場の組立て等	11,000	880	1,650	13,530	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①足場の組立て等作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築、造船に関する学科を卒業し、その後足場の組立て等作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
☆ 地山の掘削及び土止め支保工 ●	14,000	1,120	2,570	17,690	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①地山の掘削又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築又は農業土木に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
☆ 型枠支保工の組立て等	11,000	880	1,950	13,830	※満18才以上で、次の①又は②に該当する者 ①当該作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
☆ 建築物等の鉄骨の組立て等	11,000	880	1,850	13,730	
☆ 木造建築物の組立て等	11,000	880	1,540	13,420	
☆ コンクリート造の工作物の ● 解体等	11,000	880	2,160	14,040	
☆ 鋼橋架設等 ●	11,000	880	1,850	13,730	
● 石 綿	10,000	800	2,670	13,470	①満18歳以上で、建設業に従事する者

○技能講習 ・ ・ ・ 満18歳以上で①～③のいずれかに該当する者

☆ 車両系建設機械(整地等)運転 ● 《機体重量が3t以上》	43,000	3,440	1,650	48,090	①不整地運搬車運転技能講習修了者 ②大型特殊自動車免許所有者 (※①～②修了証又は運転免許証の写しを添付) ③普通、準中型、中型、大型自動車免許所有者で小型車両系建設機械(整地等)又は不整地運搬車運転特別教育修了後3ヶ月以上同機械の運転経験がある者 (※③修了証と運転免許証の写しを添付)	
☆ 高所作業車運転 ● 《作業床の高さが10m以上》	A	41,000	3,280	1,850	46,130	①普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車免許所有者 (※①運転免許証の写しを添付) ②車両系建設機械(整地等)、同(解体用)、同(基礎工所用)フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車運転技能講習のいずれかを修了した者 (※②技能講習修了証の写しを添付)
	B	39,000	3,120	1,850	43,970	①移動式クレーン運転士免許所有者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)
☆ 小型移動式クレーン運転 ● 《つり上げ荷重が1t以上5t未満》	A	34,000	2,720	1,640	38,360	①満18歳以上の者
	B	32,000	2,560	1,640	36,200	①玉掛け技能講習修了者 (※①技能講習修了証の写しを添付)
☆ 玉掛け ● 《つり上げ荷重が1t以上のクレーンでの玉掛け作業》	A	21,000	1,680	1,640	24,320	①玉掛けの補助作業の業務等に6ヶ月以上従事した経験を有する者
	B	20,000	1,600	1,640	23,240	①玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事し、クレーン・デリック運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)

講習名(区分等)	受講料	消費税	テキスト (税込み)	受講費用 (合計)	受講対象者
----------	-----	-----	---------------	--------------	-------

○特別教育・その他の教育 . . . **満18歳以上**で下記に該当する者

☆足場の組立て等特別教育 ●(6時間)	8,000	640	800	9,440	・満18歳以上の者
☆小型車両系建設機械(整地等) ●運転特別教育	17,000	1,360	1,000	19,360	・満18歳以上の者
フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育	8,500	680	800	9,980	・満18歳以上の者
フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育(省略1.5時間)	3,000	240	800	4,040	・満18歳以上の者で、高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型安全帯を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験を有する者
●石綿作業従事者特別教育	7,500	600	820	8,920	・満18歳以上の者
ロープ高所作業に係る特別教育	9,000	720	1,890	11,610	・満18歳以上の者
職長・安全衛生責任者教育	12,000	960	2,060	15,020	・職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者又は選任される予定のある者
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	9,000	720	950	10,670	・職長・安全衛生責任者教育修了後概ね5年を経過した者 (※修了証の写しを添付)
●足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	9,000	720	1,540	11,260	・平成21年6月の法改正以前に「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者(※修了証の写しを添付) ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後概ね5年を経過した者(※修了証の写しを添付)
●施工管理者等のための 足場点検実務者研修	6,000	480	1,540	8,020	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場のパトロール等の業務を担当している者
●建設業等における熱中症予防 指導員・管理者研修	5,000	400	2,040	7,440	・衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防のための指導・教育を行う者
建設工事の職場環境改善 実施担当者講習	10,000	800	4,060	14,860	・建設現場において無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善を実施及び指導・助言をしようとする者 (建設事業者の安全担当者及び産業保健スタッフ等)

☆印は、建設労働者確保育成助成金(技能実習コース・経費助成・賃金助成)の対象となります。

●印はCPDS(継続学習制度)登録手続きを致しました。

・建設労働者確保育成助成金について

「各種技能講習費用・受講対象者一覧」で☆印のついた講習は助成金の対象となります。

- ・種類 建設労働者確保育成助成金(技能実習コース 経費助成及び賃金助成)
雇用保険被保険者数(20人以下及び21人以上)により助成率・助成額が変わります。(H29.4.1現在)
- ・対象となる建設事業主(以下の項目にすべてに該当していること)※個人で受講する場合には対象になりません。
 - ①資本金3億円以下または常用労働者数が300人以下
 - ②雇用保険料率12/1000に加入していること(建設の事業) H29.4.1現在 ※雇用保険料率は変更になる場合があります。
 - ③受講者が雇用保険の被保険者であること
- ・支給先(問合せ先) **群馬労働局 職業安定部 職業対策課**
〒371-0854 前橋市大渡町一丁目10番地の7 群馬県公社総合ビル9F TEL 027-210-5008

・CPDS(継続学習制度)の導入について

平成30年度、建設業労働災害防止協会群馬県支部では下記の講習日程にCPDS(継続学習制度)登録手続きを致しました。

この制度は、CPDS加入者が講習等により学習をした場合に、その学習の記録を登録、必要な場合に学習履歴の証明書を発行するシステムです。